

和泉市生活環境の保全等に関する条例施行規則

平成12年4月1日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市生活環境の保全等に関する条例(平成11年和泉市条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(協定の締結)

第3条 条例第4条に規定する協定を締結するに当たっては、次に掲げる事項を協定書に記載するものとする。

- (1) 環境保全に関する基本姿勢
- (2) 公害防止対策
- (3) 廃棄物対策
- (4) 環境保全対策
- (5) 事故時の措置
- (6) 苦情の処理

(特定施設等以外の施設等)

第4条 条例第7条第2項の規定による特定施設等以外の施設等であって規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

- (1) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって次に掲げる規模のもの
 - ア 豚房施設にあつては、40平方メートル以上50平方メートル未満のもの
 - イ 牛房施設にあつては、100平方メートル以上150平方メートル未満のもの
 - ウ 馬房施設にあつては、150平方メートル以上500平方メートル未満のもの
 - エ 鶏舎施設にあつては、200平方メートル以上のもの
- (2) し尿浄化槽にあつては、51人以上200人以下のもの
- (3) 燃料燃焼能力(重油換算値)が1時間当たり30リットル以上50リットル未満のもの
- (4) 映画館、ボウリング場、ぱちんこ屋、バッティング練習場その他これに類するもの
- (5) 次に掲げる音響機器
 - ア カラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)
 - イ 音響再生装置(録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅機器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)
 - ウ 楽器
 - エ 拡声装置(マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を拡大させ

る装置をいう。)

(事前協議書の提出)

第5条 条例第7条第1項又は第2項の規定により市長に協議する者は、事前協議書(様式第1号)の正副をそれぞれ1通提出しなければならない。

2 前項の事前協議書には、騒音、振動、悪臭その他の環境の保全対策に関する説明書を添付しなければならない。

(屋外燃焼行為を禁止する物質)

第6条 条例第15条に規定する規則で定める物質は、化学物質が付着した木類、紙類及び枯草とする。

(重点地域の指定に関する告示事項)

第7条 市長は、条例第18条第1項の規定により指定を行ったときは、同条第2項の規定により次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 点地域の区域及び区域図

(2) 点地域の指定、解除又は変更年月日

(公共団体)

第8条 条例第19条第2号の規則で定める公共団体は、次に掲げる者とする。

(1) 日本下水道事業団

(2) 独立行政法人緑資源機構

(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(4) 独立行政法人雇用・能力開発機構

(5) 独立行政法人労働者健康福祉機構

(6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(7) 独立行政法人水資源機構

(8) 独立行政法人環境再生保全機構

(9) 独立行政法人都市再生機構

(10) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

(11) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社

(12) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社

(13) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき設立された土地開発公社

(14) 前各号に定めるものに類するものであって、市長が認定するもの

2 条例第19条第2号の規定による届出は、土砂等による埋立て等届(様式第2号)により行うものとする。

(法令等の許可等を経て行う行為)

第9条 条例第19条第3号の規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。

2 条例第19条第3号の規定による届出は、土砂等による埋立て等届により行うものとする。

(条例第19条第5号の土地の埋立て等)

第10条 条例第19条第5号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で、通常の管理行為として
行う土地の埋立て等

(埋立て等の許可申請)

第 1 1 条 条例第 1 9 条の規定による許可の申請は、土砂等による埋立て等許可申請書 (様
式第 3 号) により行うものとする。

(許可申請書の添付図書)

第 1 2 条 条例第 2 0 条第 1 項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 土砂等埋立て等に係る工事の手順 (工程)、工事期間中における災害発生防止のための
工法その他の施工の計画を明らかにした図書

(2) 工事予定地の現況写真

(3) 別表第 2 に掲げる図面

(4) 土地の登記事項証明書及び公図の写し

(5) 土地調書

(6) 埋立て行為者と土地所有者との埋立て等に関する契約書又は同意書 (土地所有者が埋
立て行為者と同一の場合を除く。)

(7) 埋立て区域に隣接する地主、自治会その他関係機関との埋立て及び防災対策に関する
協議書

(8) 申請者の住民票の写し (当該申請者が法人である場合にあっては登記事項証明書及び
印鑑登録証明書)

(9) 土砂の数量を計算した書面

(1 0) 関係権利者の放流許可書の写し又は協議書

(1 1) 道路、里道又は水路境界確定書の写し

(1 2) 道路、里道又は水路の管理者との協議書又は許可書の写し

(1 3) 埋立て区域を明確に表示した境界確定図書

(1 4) 埋立て等を行う土地の区域の求積表 (座標管理により復元可能なもの)

(1 5) 盛土高が 1 0 メートル以上となる埋立て等にあつては、盛土法面の安定計算書

(1 6) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及
び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面

(1 7) 排水施設の流出算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書
面

(1 8) 調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面

(1 9) 沈砂池の容量を算定した書面

(2 0) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(許可又は不許可の決定)

第 1 3 条 市長は、条例第 2 0 条第 1 項の規定による申請を受理したときは、その内容を審
査し、許可又は不許可の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により許可の決定をしたときは、土砂等による埋立て等許可決定通
知書 (様式第 4 号) により、許可をしないと決定したときは、土砂等による埋立て等不許
可決定通知書 (様式第 5 号) によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(土地所有者の同意)

第 1 4 条 条例第 2 0 条第 2 項の同意を得ようとする者は、埋立て区域として使用する土地
について、当該土地と接する土地との境界が確定していることを確認して同意を得なけれ

ばならない。

- 2 条例第20条第2項の同意は、埋立て等土地使用同意書(様式第6号)によるものとし、同意する者の実印が押印され、印鑑証明書が添付されていなければならない。

(許可の基準等)

第15条 条例第21条第2号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

- 2 条例第21条第3号の規則で定める基準は、別表第4及び別表第5のとおりとする。

(変更の許可の申請等)

第16条 条例第22条第1項に規定する軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第19条の許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 埋立て等に使用する土砂等の量

(3) 埋立て等に係る土砂等の搬入計画

(4) 埋立て等に係る土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置の変更(排水施設等又は防災機能を高めるものに限る)

- 2 条例第22条第2項に規定する変更許可の申請は、土砂等による埋立て等変更許可申請書(様式第7号)によるものとし、同項に規定する規則で定める図書は、当該変更の部分に係る変更後の第12条各号に掲げる図書とする。

- 3 条例第22条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可年月日及び許可番号

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 4 条例第22条第3項の規定による届出は、土砂等による埋立て等変更届(様式第8号)により行うものとする。

(許可の条件)

第17条 条例第23条に規定する許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、直ちに埋立て等を中止し環境保全担当課に連絡すること。

ア 埋立て事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認した場合

イ 埋立て等施工中において、埋立て事業区域外へ土砂等の崩落、飛散、流出等のおそれが生じ、又は発生した場合

(2) 埋立て等の許可に係る権利を第三者に譲渡してはならないこと。

(3) 現場責任者は、作業時間内は埋立て事業区域内に常駐し現場監督を行うとともに立入検査又は現場調査等に立ち会うこと。

(4) 前号の立入検査又は現場調査の際に職員が必要と認めた場合は、埋立て事業区域内の土砂及び排水のサンプルの採取について協力すること。

(5) 本許可期間内において、他の法令等の許認可の期間が満了する場合又は新たに他の法令等の許認可を必要とする場合は、遅滞なく当該許認可に係る許可書等の写しを市長に提出すること。

(6) 埋立て等の施工については、施工計画書の工程及び施工方法のとおり行うこと。

(7) 本許可期間内において、埋立て等を開始した日から埋立て等の終了日まで、毎月の土砂等の搬入量及び搬出量を報告すること。

(説明会の開催等)

第18条 条例第27条の規定により説明会を開催するときは、何人の出席も妨げないもの

とする。この場合において、当該説明会を開催する日時及び場所を1週間前までに周辺関係者に周知させるよう努めなければならない。

2 条例第19条の許可を受けようとする者は、前項の説明会において、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面（以下「事業計画書」という。）を配布の上、出席者の質問に対し、誠実に対応するよう努めなければならない。

（事業計画書についての周辺関係者による意見書の提出）

第19条 事業計画書について、関係地域の生活環境の保全の見地からの意見を有する周辺関係者は、条例第19条の許可を受けようとする者に対し、意見書を提出することができる。

（見解書の提出）

第20条 条例第19条の許可を受けようとする者は、前条の規定により意見書の提出を受けたときは、当該意見書の提出をした周辺関係者に対し、当該意見書に記載された意見に対する見解を書面により示さなければならない。

（説明会の報告）

第21条 条例第27条の規定による報告は、説明会等報告書（様式第9号）により行うものとする。

（標識に記載する事項等）

第22条 条例第28条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）工事の名称

（2）工事を行う目的

（3）土砂等埋立て区域の位置及び区域

（4）土砂等埋立て区域の面積

（5）許可年月日及び許可番号

（6）工事を行う期間

（7）許可を受けた者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び連絡先

（8）現場責任者の氏名

（9）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第28条第1項に規定する標識は、様式第10号によるものとする。

（進行状況等の報告の徴収）

第23条 市長は、第13条の許可を受けた者に対して、許可を受けた日から埋立て等が終了するまでの間、毎月1回、埋立て等の進行状況の報告を求めるものとする。

2 市長は、第13条の許可を受けた者に対し、許可を受けた日から埋立て等が終了するまでの間、毎月1回、土砂等の発生場所及び搬入量を記録したものの報告を求めるものとする。

（埋立て等の廃止等の届出）

第24条 条例第29条第2項に規定する廃止又は中止の届出は、土砂等による埋立て等廃止（中止）届出書（様式第11号）により行うものとする。

2 前項の届出は、埋立て等の廃止又は中止後30日以内に行うものとする。

（埋立て等の完了の届出）

第25条 条例第30条第2項に規定する埋立て等の完了の届出は、土砂等による埋立て等完了届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 前項の届出は、埋立て等の完了後10日以内に行うものとする。

(許可の取消し等)

第26条 条例第31条に規定する許可の取消しは、土砂等による埋立て等許可取消通知書(様式第13号)により行うものとする

第2項 (削除)

(措置命令書等)

第27条 市長は、条例第31号第3項、第32条又は第33条の規定により必要な措置を命ずるときは、埋立て等措置命令書(様式第14号)により、条例第31条第4項、第32条第1項若しくは第2項又は第33条の規定により埋立て等の停止を命ずるときは、埋立て等停止命令書(様式第15号)により通知するものとする。

(土地所有者等への勧告)

第28条 市長は、条例第35条の規定により勧告をするときは、土砂等による埋立て等改善勧告書(様式第16号)により通知するものとする。

(地質検査)

第29条 条例第36条の地質検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 地質検査は、埋立て区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点を交点に直角に交わる2直線上の、当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点が無い場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の、当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)及び当該中央地点の5点から採取した試料を等量混合して1試料としたものについて行うものとする。

(3) 調査の頻度及び地点数は、土砂等の埋立て等の許可に係る土地の区域の面積に応じて別表第6のとおりとする。

(地質検査等の報告)

第30条 条例第36条の規定による報告は、前条の検査の日の後速やかに、地質検査等報告書(様式第17号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行われなければならない。

(1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置及び現場写真

(2) 採取した試料ごとの検査試料採取調書及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書

2 前項に規定する証明書は、環境計量士の発行したものでなければならない。

(環境基準等)

第31条 条例第36条に規定する検査の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 地質検査は、別表第7に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うものとする。

(2) 水質検査は、別表第8に掲げる項目ごとに、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により行うものとする。

(地位の承継)

第32条 条例第37条第2項の規定による届出は、土砂等による埋立て等地位承継届(様式第18号)に承継の事実を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第37条第2項による通知は、土砂等による埋立て等地位承継通知書(様式第19号)により行うものとする。

(関係書類の閲覧)

第33条 条例第38条の規定による閲覧は、次により行うものとする。

(1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。

(2) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なく閲覧を拒まないこと。

(身分証明書)

第34条 条例第54条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第20号)によるものとする。

(違反事実の公表)

第35条 条例第55条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 違反を行った者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)及び住所又は所在地

(2) 違反の事実

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第55条の規定による公表は、市広報誌への掲載その他、市長が適当と認める方法により行うものとする。

附 則

この附則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第35号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第33号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第28号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。